

指導行政のポイント

新指導要領のための“教材整備緊急計画”

菱村 幸彦

このたび、文部科学省は「新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備緊急3ヵ年計画」(以下「緊急計画」)を策定した。

英語教材と武道具・和楽器が中心

緊急計画は、新学習指導要領に基づいた指導が適切になされるよう、平成21年から23年までの3ヵ年に限定して、教材の整備を行うもので、その内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 学校が保有している教材の更新に要する経費
- (2) 新指導要領に対応するため、小学校の外国語教材および中学校の武道用具と和楽器の整備に必要な新規分の経費
- (3) 新規分は移行期間(21年～23年)を計画期間とする。

緊急計画では、これらに要する経費として、平成21年度から23年度にかけ約2,459億円の地方交付税措置を予定している(平成21年度分は816億円)。

周知のように、学校で使われる教材については、昭和20年代から国の財政措置を行い、計画的な整備を図ってきた。ここでその経緯を概観すると、次のとおりである。

まず、昭和28年に義務教育費国庫負担法の制定により、教員給与費とともに教材費が国庫負担の対象となった。文科省は、「教材基準」を定め、第1次教材整備計画(昭和42～51年)、第2次教材整備計画(昭和53～62年)により教材整備を行った。

その後、昭和60年に教材費の国庫負担が廃止され、一般財源化(地方交付税措置)された。地方交付税措置の下で計画的に教材整備を行うため、平成3年に「標準教材品目」を定め、第3次教材整備計画(平成3～12年)を策定し、地方交付税措置の充実を図った(総額8,000億円を措置)。

さらに、平成13年に「教材機能別分類表」を定

め、第4次教材整備計画(平成14～18年)を策定して、総額約4,300億円の交付税措置を行った。平成19・20年は、教材整備計画の策定はなかったが、単年度790億円の地方財政措置を行った。今回の緊急計画は、実質的に第5次教材整備計画に当たる。

交付税の積算どおりに使われない

教材整備費は、地方交付税措置となっているため、財源が実際に教材整備に充てられるかどうかは、地方公共団体により区々である。

例えば、平成19年度における公立小・中学校の児童・生徒等1人当たりの教材費をみると、最高は東京の10,156円で、最低は沖縄の2,102円となっており、その差があまりにも大きい。全国平均は4,740円であるが、これを上回るのはわずかに11道府県で、36県はこれを下回っている。

また、地方交付税の積算額(基準財政需要額)に対する決算額の比率、つまり、積算どおりに教材整備に使っているかどうかを調べると、積算を上回るのは、わずかに東京、神奈川、大阪のみで、あとは軒並み基準財政需要額を下回っている。特に青森、岩手、秋田、山形、富山、滋賀、香川、熊本、沖縄は、基準財政需要額の40%にも達していない。

地方交付税は、一般財源として地方公共団体に交付されるので、その用途は首長の判断に委ねられている。このため、積算に見合う経費が教材整備に充てられない状況が起きるわけであるが、これでは何のための財政措置かということになりかねない。

地方財政の厳しい状況が続いているので、今回の教材整備の緊急計画も積算どおりに進まないことが懸念される。新指導要領の円滑な実施を図るため、教材整備について教育委員会の一層の努力が期待される。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

■最新刊!

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定!

『各教科等における言語活動の充実』高木展郎【編】B5判・240頁・2,520円